

商 標 権	判決年月日	令和 5 年 3 月 9 日	担 当 部	知財高裁第 2 部
	事 件 番 号	令和 4 年(行ケ)第 1 0 1 2 2 号		

○ 本願商標「朔北カレー」が、引用商標「サクホク」に類似しないとして、拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決を取り消した事例

(事件類型) 審決 (拒絶) 取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 商標法 4 条 1 項 1 1 号

(関連する権利番号等) 商願 2 0 2 0 - 2 0 1 7 7

(審決) 不服 2 0 2 1 - 1 6 3 5 3 号

判 決 要 旨

本件は、「朔北カレー」(本願商標)の商標登録出願の拒絶査定についての不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、争点は、本願商標が、商標法 4 条 1 項 1 1 号に該当するか否かである。審決は、「朔北」は特定の意味合いを想起させることのない一種の造語として理解されたとした上で、「朔北カレー」から「朔北」を要部として抽出し、これを引用商標「サクホク」と比較し、両者は、外観が異なるものの、称呼が共通し、いずれも特定の観念を生じないなどとして、類似するものと認め、本願商標が商標法 4 条 1 項 1 1 号に該当すると判断した。

本判決は、我が国においては、「朔北」はおおむね「北の方角」又は「北方の地」を表す単語として理解されたとした上で、①本願商標は、「朔北」と「カレー」からなる結合商標であるところ、「カレー」の部分からは出所識別標識としての称呼、観念が生じない一方で、「朔北」については、需要者、取引者をして、「北の方角」又は「北方の地」を表す単語として理解されるにすぎず、具体的な地域を表すものと理解されるものではないから、指定商品(第 2 9 類レトルトパウチされた調理済みカレー等)との関係において、出所識別標識としての称呼、観念が生じ得るところ、需要者、取引者をして、「朔北カレー」を一連一体のものとしてのみ使用しているというような取引の実情は認められないから、本願商標について、各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められず、「朔北」の部分のみを抽出して他人の商標と比較して商標の類否を判断することも許されとし、②「朔北」と引用商標「サクホク」を比較すると、称呼が共通するものの、外観及び観念は明確に異なっているところ、需要者、取引者が「朔北」から引用商標である「サクホク」や引用商標の権利者を想起するというような取引の実情はなく、また、本願商標及び引用商標の指定商品において、需要者、取引者が、専ら商品の称呼のみによって商品を識別し、商品の出所を判別するような実情があるものとは認められず、称呼による識別性が、外観及び観念による識別性を上回るとはいえないから、本願商標及び引用商標が同一又は類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるとはいえないとして、本願商標は商標法 4 条 1 項 1 1 号に該当しないと判断し、本件審決を取り消した。